

高知家庭裁判所委員会（第7回）議事概要

1 日 時

平成19年1月22日（月）午後2時30分から午後4時45分まで

2 場 所

高知地方，家庭裁判所大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

(1) 委員

池田久男，小暮輝信，坂本寛，豊永多門，古谷純代，丸地真人，山岡敏明，
山中悠紀子，山本晋平

(2) 事務担当者等

河上家裁事務局長，小林首席家庭裁判所調査官，小谷家裁首席書記官，小畑
次席家庭裁判所調査官，立道家裁総務課長，玉井家裁訟廷管理官，谷友家裁総
務課課長補佐

4 議事（□委員長，○委員，●事務担当者等）

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 少年審判制度に関する広報用ビデオ視聴
- (3) 家事審判廷及び面接室見学
- (4) 意見交換等

（テーマ「少年審判制度について」「成年後見制度について」）

① 少年審判制度について

- 少年審判の雰囲気としてはビデオにあったような雰囲気でいいのではないかと
思う。
- 子供の教育については，環境面の影響が大きく，家庭環境は無視できな
い。精神疾患の患者についても，発症するか否かは環境要因の影響が大き
いが，少年が少年院等で教育を受けたとしても，家庭環境が変わらなけれ
ば，また元に戻ってしまうのではないかと思う。そういった点を考慮して，

元の環境と異なる環境に少年を戻すことがいいのではないかと思う。

- 裁判所においても、保護者に対する訓戒や保護的措置の中での家庭についての振り返りなどを行っている。また、少年の保護環境が劣悪な場合には補導委託を実施するなどして対応しているが、補導委託先の確保がなかなか難しい問題である。
- 付添人として活動する中で感じるのは、少年の中には保護環境が劣悪で可哀想な少年も多いということである。私は付添人として、保護者に対しては自分が育ててきた結果であることをよく考えるようにとしようとしているが、実際にはとんでもない保護者もあり、そういった場合にはあえて少年院送致相当の意見を付したり、自立準備のための施設に少年を入れたりすることもある。
- 今の子供たちは両親が忙しく、「いい子」でなければ家庭に居場所がない状態ではないかと思う。大人が子供一人一人に向き合える時間が作れば子供は素直になるのではないかと思う。例えば田舎での里親制度のような感じで、自由に遊ぶ時間のない子供を受け入れることができれば、子供も変わるのではないかと思う。実際、私の子供の仲のいい友人のおばあちゃんが山奥に住んでいて、その家に行って自然に親しんでいる様子を見たときにはそのように感じた。
- 具体的に少年を受け入れてくれるようなところがあれば、また紹介していただきたい。
- 犯罪を犯した少年の保護者に対して講習を受けさせて学ばせるという場が必要なのではないかと思う。保護者の中には感情的になりがちな人もおり、例を挙げると、3歳の子供に保護者が「しっかりしなさい。」と怒鳴って、その結果、子供がじっとしている姿を見ると恐くなることもある。それは、親を怖がっているだけであり、そういった状況で育っていった場合、その子の今後は大丈夫だろうかと思ってしまう。昔は周りに親としてどうすべきか勉強する場があったが、今はそういう場もない。そういう場

として保護者に講習を受ける義務を課せばいいのではないかと思う。

- 裁判所でも、保護者面接などを通して、保護環境等についての問題点の把握はしている。ただし、強制的な措置が取れないために、少年を問題のある保護者の影響から切り離す「離反」も少しずつはやっているところではあるが、できることは限られているのが現状である。
- 保護者に話を聞くと、保護者も親から褒められたことがないという話になることもあり、劣悪な環境が受け継がれているのではないかと思うので、講習のような機会があればいいと思う。子供のルール違反は保護者の責任に負うところが大きい。
- 少年審判において、被害者が意見を述べるという点についてはどのように思われるか。
- 人は保護されるのみでは育たない。自分のしたことをきちんと認識することは重要であり、被害者の気持ちを直接聞く機会があってもいいと思う。
- 加害者の更生のために聞かせるというよりも、現状では、被害者は全く守られていないため、被害者にも事件のことを聞く権利があるのではないかと思う。現状では被害者が二重の不幸を味わっているのではないかと思われるので、現在の制度はおかしいのではないかと思う。
- 現在、いじめの問題についても、いじめた子を登校禁止にするということが議論されているが、それでその子を良くない家庭環境から守ることができるのか。加害者を家庭ではないところで指導していくような制度が必要ではないかと思う。
- 裁判所では、少年事件として送致されてきた少年を取り扱っているので、その点については、裁判所だけではなく、社会全体でも議論をすべき問題だと思う。
- 子供に対して、清掃活動などを通して、社会奉仕やボランティアの精神を養うということも良いことではないかと思う。そういったことを学ぶ公の施設があれば良いと思う。

● 日本では、社会奉仕やボランティアを命じるような制度がないのが現状である。

○ 統合失調症に罹患した子供を連れてくる保護者に聞くと、その子供については手のかからない子供だったと言うことが多い。決してこれまでスムーズに育ってきた子供がそのままスムーズに育っていくとは言えない。

② 成年後見制度について

委員長から、成年後見制度については時間の都合上、今回制度概要の説明を行った上で、次回の家庭裁判所委員会で意見交換を行いたいと提案があり、各委員が了承したため、成年後見制度の概要説明を行った。

5 次回開催テーマ

「成年後見制度について」

「裁判員選任手続について」（地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催）

6 次回開催期日等

(1) 期日

平成19年6月5日（火）午後1時15分

平成19年6月5日（火）午後3時（地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催）

(2) 場所

高知地方・家庭裁判所大会議室